

言皆奪氣」と記し、舊唐書廻紇傳には、「宰相磨咄莫賀達干、宰相噉莫賀達干……等云々」と記せり、前者の莫賀達干頓と記せるものは即ち後者の噉莫賀達干にして、こゝに曰ふ頓莫賀達干に外ならず、莫賀達干 bara targan は官號にして頓(噉)は其の本名に外ならず。

〔二〇三〕 兩唐書回鶻傳、冊府元龜封冊篇。

〔二〇四〕 舊唐書本紀。

〔二〇五〕 但し此の使は一時途に止りて命を待ちしことは次に述ぶるが如し。

〔二〇六〕 舊唐書張光晟傳に「光晟伏甲、盡拘而殺之、死者千餘人、唯留二胡歸國復命」と見ゆ。

〔二〇七〕 通鑑に據る。

〔二〇八〕 舊唐書源休傳。

〔二〇九〕 邊裔典には之を以て興元元年のこととすれ共、此の考は新唐書回鶻傳に、德宗が回鶻の要求を納れ、金繒を與へたることを記し、之に續きて「後三年使使者獻方物講和親」と記せるに基きたるものにして、こゝに曰ふ後三年を興元元年と見たるものなり、新唐書の記事に従へば、興元元年には非ずして貞元元年と見るべきなれど、然も此の事件が貞元三年のこととなるは、唐會要・舊唐書本紀及び廻紇傳の皆一致する所にして、疑ふ可きに非ず。

〔一一〇〕 印馬とは通鑑同年月の註記に「唐六典有諸監馬印、凡諸監馬、駒以小官字印、印左膊、以年辰印、印右髀……諸蕃馬印、隨部落各爲印識、回紇馬印 **𠄎**、此所謂印馬者、回紇以馬來、與中國爲互市、中國以印印之也」と記せり、然れども六典中には此の記事の存するを見ず、却つて唐會要卷七十二に諸監馬印の一項ありて、通鑑に註付せる「諸蕃馬印」に至る迄の記事は全く之と同一なるを見る、思ふに註記の誤ならんか、而して會要には諸蕃馬印として各蕃部の馬印を載せたるが、廻紇の馬印は **𠄎** と記され、通鑑に載する所と合せず。

〔一一一〕 通鑑貞元三年九月の條に見ゆる泌の上言中に「臣曩在彭原、今可汗爲胡祿都督、與今國相白婆帝、皆從葉護而來、臣待之頗親厚、故聞臣爲相而求和、安有復相拒乎」と曰へり。